

かがわエネルギー産業フォーラム規約

(名称)

第一条 本会は、「かがわエネルギー産業フォーラム」（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第二条 香川県において今後も成長が見込まれる「エネルギー関連分野」の関連産業を育成するとともに、技術開発を支援することを目的とする。

(事業)

第三条 フォーラムは次の事業を行う。

- 1 エネルギー産業に関するシンポジウム・セミナー等の開催
- 2 関係する産学官のネットワークの形成
- 3 会員相互の交流及び情報交換
- 4 その他フォーラムの目的を達するために必要な事業

(会員等)

第四条 フォーラムの会員は次のとおりとする。

- 1 エネルギー産業に関心のある企業・個人
- 2 個人会員は、研究機関等の研究者・従事者とする。

(役員等)

第五条 フォーラムには次の役員をおく。

- 1 会長
- 2 副会長

二 会長はフォーラムを総理し、代表する。

三 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(入会)

第六条 フォーラムに入会を希望するものは、会長が別に定めるところにより、申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第七条 会員は、会長が別に定めるところにより、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会費)

第八条 会費は無料とする。

(庶務)

第九条 フォーラムの庶務は、香川県商工労働部産業政策課で行う。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第十条 第六条及び第七条の規定による申込み又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込み又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

二 前項の規定により行われる申込み又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この規約は、平成25年9月30日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から適用する。